



分科会 14 リスクマネジメント ～医療安全のための新たなステージ～

10月8日(月・祝) 9:00～11:30 第6会場(アクトシティ浜松 研修交流センター 2F 音楽工房ホール)

W-14-02

薬局におけるハイリスク薬の安全管理

かどばやし むねお
門林 宗男
兵庫医療大学薬学部

分科会
14

1. はじめに

医薬品が人類英知の産物で、医療に大いなる貢献をしてきたことは言うまでもない。同時に、医薬品には何らかのリスクが伴うことも認知されてきたはずである。その中で今日、「特に注意を要する医薬品（いわゆるハイリスク薬）」として特定の品目が大きく取り上げられるのは何故か。ハイリスク薬が関係した重大な医療事故、医薬品適正使用の気運の高まり、診療（調剤）報酬上の措置、など諸々の要因が考えられる。つまり、ハイリスク薬の安全管理は時代の要求と解することもでき、この要求への対応はリスクマネジメントの一環として重要であろう。薬局における医薬品の安全管理について、医薬品というものと情報の適正管理という本質はハイリスク薬といえども変わらないであろう。しかし、調剤上の対応は「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」や「新しい調剤の概念」に則した相当の注意を要する薬剤師業務が要求されているものと思われる。そこで、今回の討議が、薬剤師業務の安全管理への再考の機会となれば幸いと考えている。

2. ハイリスク薬とは

1) ハイリスク薬の定義・分類をどのように考えるか。

[参考]

- 「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアル（厚生労働科学研究）
- 特に安全管理が必要な医薬品
- 診療報酬・特定薬剤管理指導加算（ハイリスク薬）
- Institute for Safe Medication Practices (High Alert Medication)
- The American Geriatrics Society (Beers Criteria list)
- Centers for Disease Control and Prevention (hazardous drugs)
- U.S. Food and Drug Administration (pregnancy category)
- 各種医薬品集

2) 医療を受ける者にとってのハイリスク薬とは。

[参考]

- 薬剤師法第 25 条の 2
- 医療法第 1 条の 4
- コンプライアンスとアドヒアランス

3. ハイリスク薬の調剤（薬学的管理指導）

1) 新しい調剤の概念

2) ハイリスク薬ガイドライン

[参考]

- 日本薬剤師会編・第 13 改訂調剤指針（薬事日報社）
- 日本薬剤師会・薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン（第 2 版）
- 日本病院薬剤師会・ハイリスク薬の薬剤管理指導における業務ガイドライン（第 2 版）

4. おわりに

診療報酬上にハイリスク薬加算（平成 20 年改訂における「薬剤管理指導料」）が創設されてから約 4 年、薬局での特定薬剤管理指導加算（ハイリスク薬）が認められて約 2 年を経過し、薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドラインも第 2 版になった。薬剤師の専業である調剤は、守備範囲の拡がりと共により高度な薬学的管理が求められている。薬剤師業務の根幹ともいえる Pharmaceutical care、医薬品の適正使用、新しい調剤の概念等を尊重しつつ、個々の患者に最適化した調剤の実践が望まれる。折しも、6 年制薬学教育第 1 期卒業生の薬剤師が実社会に出てきた。今後は、医療への薬剤師と薬学の関わりも着実に変化して来よう、大いに期待したい。